

## ○北茨城市奨学資金支給制度（概要）

### 1 制度の趣旨

当市では、「次世代の青少年の育成に役立てて頂きたい」と瓦葺利夫氏より多額な寄附を賜ったことから、「瓦葺利夫夫人材育成基金」を設置した。その基金の有効活用を図るため、学習意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、寄付者の意向に沿い、給付型の奨学資金制度を創設した。

### 2 奨学資金等の支給対象者

本制度の対象者については、申請日時点で北茨城市に3年以上住民登録があり、以下の条件に該当する者を対象とする。

#### (1) 世帯等の状況

- ・住民税非課税世帯
- ・生活保護世帯
- ・その他経済的理由により、極めて修学に困難がある世帯

#### (2) 学力・資質要件

資格要件の①及び③若しくは②及び③を満たしていること

- ① 高校2年次の学年末における評定平均が4.0以上で進学目的が明確であり、学習意欲が高い者。
- ② 文化・芸術・スポーツ等における成果・成績等について優秀な成績を収めた者。
- ③ 学校からの推薦調書により、学校における生活態度や総合評価に優れる者。

### 3 奨学資金等の支給対象人数

若干名

### 4 対象とする教育機関等

本事業の対象とする学校については、学校教育法に規定する大学とする。  
(短期大学・専門学校・高等専門学校は該当しません。)

### 5 奨学資金等の支給額について

支給額については以下の金額を上限とし支給する。また、入学時の準備金として初年度のみ入学支度金を支給する。

#### (1) 支給額

奨学資金（年額）	入学支度金（初年度のみ）
600,000円	100,000円

#### (2) 奨学資金等の支給方法

- ①入学支度金 入学前に本人口座に振り込み
- ②奨学資金 四半期（3ヶ月）毎に本人口座に振り込み

### 6 奨学資金等の支給期間について

奨学資金の支給期間は、1年間とする。（2年目以降も継続して支給を受けたい場合は、世帯状況や学業の状況を毎年報告し、継続支給の認定審査を受ける必要あり。）

7 他の奨学金制度の併用について

国、県又は他の団体からの貸与型の奨学金との併用は可能。ただし、返還免除規定のある貸与型の奨学金は除く。

8 奨学生の選考

事務局により申請書類（及び資格要件）の確認の上、奨学生審査委員会により提出書類と面接により審査。

9 事業スケジュール（予定）

《令和4年度》

- ・ 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10月
- ・ 募集締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10月7日
- ・ 審査委員会（面接）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11月初旬
- ・ 奨学生の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11月下旬
- ・ 入学支度金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3月

《令和5年度》

- ・ 奨学資金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 四半期分の年4回交付

100,000,000	100,000,000
-------------	-------------